

## 随意契約の結果

【令和8年4月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和8・9年度まちづくりの分野におけるDXに係る戦略推進・アドバイザー業務	分任契約担当役 本社 総務部長 田原 浩幸 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和8年4月10日	(株)日本総合研究所 東京都品川区東五反田2-18-1	4010701026082	49,148,000円	48,840,000円	99.4%	本業務は、都市再生部門のDXに係る戦略推進・DX施策の業務推進をする業務である。本業務の実施にあたっては、まちづくりのDX・社内のDXリテラシーの向上方策等、高度な専門技術や知見と提案力、表現力が必要であるため、簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きにより契約相手先の選定を行った。当該法人は、技術提案書において高い評価の提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】  
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作  
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入  
 ・予定価格が100万円を超える役務  
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。